

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

平成 29 年 3 月 8 日

申請者 高田実宗
論文題目 統合的交通計画の法的可能性
審査員 山田洋(主査)、野口貴公美、木村俊介

現代の都市における交通政策は、従来からの渋滞対策や環境対策などに止まらず、都心の空洞化などの新たな都市問題への対応を迫られ、複雑さを増している。これらの課題に有効に対処するためには、種々の施策を統合する都市全体の交通計画あるいは交通コンセプトの役割に期待が寄せられることとなり、こうした認識は、交通論あるいは都市計画論における共通認識ともいえよう。ただ、その実現には、多くの法的課題も残されているが、これを検討する業績は、わが国においては、極めて稀である。本論文は、この交通計画に関する法制度の検討において先行するドイツを素材として、わが国では未開とも言える法的課題の分析に挑んだ意欲作である。

交通政策を実現するための法的手段として、もっとも基本的なものは、交通規制による規律であるが、ドイツの交通規律に関するわが国の先行業績は乏しい。本論文は、ドイツにおける論稿や判例などを丹念に分析することにより、それが本来の交通安全確保の手段から、環境政策さらにはまちづくり政策の手段へと変貌していく様子を浮き彫りにすることに成功している。こうした変貌の結果、交通の規律は、道路交通法に止まらず、環境関係諸法、道路法、都市計画法など、さまざまな法が複雑に交錯する領域となってくるが、それらの関係が的確に整理されていることも、本論文の優れた特色といえる。さらに、こうしたドイツの交通政策とりわけ交通規律において、自治体がきわめて重要な役割を担っていることが最新の資料などにに基づき紹介されており、自治体法制の比較研究としても展開が期待される。そこで解決されるべき種々の問題も検討されており、わが国における類似の法制度の将来を考える上でも、示唆するところが多い貴重な成果と評価できる。

もちろん、本論文についても、改善を期待される点は少なくない。全体の構成においては、交通規律の側面からの分析に偏り、論文本来のテーマである計画法論の観点からの分析がやや手薄となっている。また、わが国の法制度の分析がやや中途半端に止まり、その発展に資するものとするためには、より立ち入った検討が望まれる。また、記述についても、より一層の工夫が求められる箇所が少なからず残されている。しかし、これらを含め、その欠点は、発表において修正可能なものであるか、今後の研究の展開に期待すべきものであり、本論文の基本的価値を損なうものではない。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者高田実宗氏に一橋大学博士(法学)の学位を授与することが適当であると判断する。